

弁理士制度に対する意見募集の結果について

1. 実施期間等

(1) 募集期間 平成18年2月27日～3月20日

(2) 実施方法 特許庁のホームページへの掲載により周知を図り、電子メール等の方法で意見を募集した。

2. 意見等の到着件数 44名(内訳:(ア)個人22名、(イ)学者5名、(ウ)弁理士12名・弁理士有志1グループ、(エ)不詳4名)、93件

3. 意見の内容(複数項目について意見を提出するケースを含む)

(ア)個人(36件)

(1) 弁理士試験制度(22件)

主な意見

○ 論文式試験の選択科目免除制度を見直すべきである。(同趣旨意見14件)

個別意見

選択科目免除(9件)

- ・ 選択科目の非免除者は、受験の都度、選択科目を勉強して試験を受ける必要がある。選択科目については、一度合格点を取得したのであれば、次回からは免除として頂きたい。(特許事務所1件)
- ・ 大学の入学難易度の差に拘わらず大学院を卒業した者は一律に免除、一定の資格試験の難易度の差に拘わらず一律に免除、という画一的な免除制度では、免除された者が所定の学識を有する者か否かは疑問である。(会社員2件)
- ・ 特定の資格や修士等の所持者に選択科目の免除を付与するのではなく、特許業務に一定期間以上仕えた者が試験の一部を免除されるような制度を設けてみてはどうか。(特許事務所1件)
- ・ 論文式試験で、必須科目で合格レベルにあっても、選択科目で基準を満たさなければ、翌年はどちらも受験が必要である。或いは、その逆も同様である。矛盾すると思いませんか。必須と選択は、独立した試験制度にするのが、選択科目免除制度に一致すると思うのですが。弁理士になる素養として、法律の知識、技術的専門知識が必要ではあることに争いはないと思う。ならば、それぞれを独立した試験とし、両方に合格して初めて、弁理士と認められるようにすべきではないか。そうしなければ、選択科目免除者と非免除者の公平が図れない。(受験生1件)
- ・ 二次試験(選択科目のみ)免除の免除資格の種類を増やしてほしい。例えば、知財検定1級を持っている人や、実務経験年数5～7年は論文試験の選択科目を免除すべきである。(会社員1件)

件)

- ・ 免除について、現行では日本の大学院卒業者にのみ試験免除の制度があるが、これに海外の大学院も含められるように対象を拡大されることを希望する。(会社員1件)
- ・ 行政書士による選択科目免除について、登録事項証明書が求められているが、当該省庁が発効する合格証明書の提出等で足りるようにしていただきたい。(会社員2件)

試験科目(5件)

- ・ 明細書の作成レベルや抵触判断など、実社会で必要な知識能力が試されるような試験科目を追加してはどうか。(会社員2件)
- ・ 短答式試験では、弁理士の業務範囲維持を前提とするならば、著作権法は、存在意義の薄い科目のように思う。論文式試験に条約を復活させるという意見もあるようだが、条約は制度趣旨も乏しく、また、論点も少なく、その性質から見て、短答で十分ではないか。(受験生1件)
- ・ 受験科目とされている知識のみで弁理士業務が行えることはないという観点から、憲法・民法(民事訴訟法含む)分野多方面にわたる分野のいわゆる周辺知識を習得する事も重要であると考え。(会社員1件)
- ・ 1次試験で、著作権法、不正競争防止法もありますが、著作権法、不正競争防止法についても処理できる能力を要求するなら、論文試験においても、著作権法、不正競争防止法を必須科目にする必要がある。(会社員1件)

出題レベル(1件)

- ・ 択一式試験では、正しい知識が一定レベル以上あれば十分なのだから、問題数を減らすか、時間を長くした方がいいのではないか。(会社員1件)

その他(7件)

- ・ 科目別合格制度を導入すべきである。(会社員1件)
- ・ 最近始まった知財検定1級の合格者に対しては、一定の期間(3年程度)短答試験を免除する等、企業での実務経験が豊富で能力のある人も弁理士試験に挑戦しやすいように、試験制度を改めてはいかがか。(会社員1件)
- ・ 専門職大学院(知財ロースクール)において、特定侵害訴訟代理業務を含めた弁理士業務全部を扱うものとして身に着けるべき履修科目を設定し、新制度による試験を実施してみてはどうか。(会社員1件)
- ・ 論文式試験に一度合格した者は、翌年の論文式試験を短答式試験免除で受けられる様変更していただきたい。(自営業1件)(会社員1件)
- ・ 知財専門職大学院を出た者に対する弁理士試験への優遇措置はないのか。(学生1件)
- ・ 実務経験年数を受験資格として設ける(学生不可)。(会社員1件)

(2)弁理士研修制度(3件)

主な意見

- 登録前の義務研修制度を創設すべき。(同趣旨意見2件)

個別意見

- ・登録前研修制度を創設し、知財実務の経験が浅い又は皆無の合格者について、少なくとも特許事務所や企業知財部等において OJT にスムーズに移行できるレベルまでボトムアップする。
(会社員2件)
- ・弁理士資格者に対する必須研修として、プラスアルファの資格(現在の付記の上位概念)を得る制度の導入が望ましい。(受験生1件)

(3) 情報提供(2件)

主な意見

- 弁理士情報の提供の一層の促進。(同趣旨意見1件)

個別意見

- ・弁理士は、中小企業に対しての積極的姿勢がないように感じられる。中小企業が、安心して任せられる弁理士を探すことは困難な現状にある。もっと、弁理士と中小企業との交流が図られる環境と施策があればと考えている。(会社員1件)
- ・昨今の技術進歩に鑑み、その専門分野を分割することにより、より専門技術を深めるとともに、業務処理の効率を高めるとともに、依頼者から必要技術分野に関して選択し易くすべきである。
(技術士1件)

(4) 弁理士の業務範囲(1件)

個別意見

- ・弁理士試験科目と、弁理士が許可されている業務範囲にズレが生じている。例えば、短答に著作権法があるが、弁理士として業務遂行する上で、著作権法を扱うことは殆どない。強いて言えば、クライアントに助言できる程度である。方向としては、弁護士のように、訴訟の場で代理人になれることが必要と思う。付記弁理士制度をなくし、更に上位の概念で、全てを弁理士試験に盛り込む方向にすべきである。(会社員1件)

(5) 資格(3件)

主な意見

- 弁護士、特許庁審査官への弁理士資格付与について見直すべき。(同趣旨意見2件)

個別意見

- ・ 弁理士法7条2号、3号について疑問を禁じ得ない。弁理士には、弁護士とは違った専門性が必要で、別個独立した職種を確保すべきであり、また元特許庁審査官と言えども試験を全面的に免除すべきではない。(会社員1件)
- ・ 単に審査官を9年勤めたから弁理士資格付与ではなく、部分的に著作権法、不正競争防止法等についての論文試験の受験を義務付け、これに合格することを資格付与の条件にすべきである。(会社員1件)
- ・ 特許と商標は全く性質が異なり、特許を行っている弁理士が商標を行う割合が極めて少なく、現在実務上も特許と商標に二分されている。そこで、「特許弁理士」と「商標弁理士」の二分割案を提案する。(会社員1件)

(6) 日本弁理士会(1件)

個別意見

- ・ 弁理士会の入会金と会費が高すぎる。(無職1件)

(7) その他(4件)

主な意見

- 量的拡大に伴う懸念。(同趣旨意見2件)

個別意見

量的拡大(2件)

- ・ 弁護士がロースクールにより大量増産されることで、弁理士の価値が相対的に低下するのではないか。(学生1件)
- ・ 推進計画での弁理士増員は、質の確保がなく、中小企業にとっては必ずしも賛成できません。中小企業にとっては、弁理士ということのみで信用せざるを得ない実情もあるので、経験の浅い弁理士が重要発明を担当する場面を考えると、弁理士制度そのものを信用できなくなる危険性がある。(会社員1件)

その他(2件)

- ・ 会社勤務しながらの、個人の事務所設立および営業の許可を認めてほしい。(会社員1件)
- ・ 製造業等の民間企業が弁理士を雇用して、他社(親子関係にもない全く別の会社)の特許出願の代理を業として報酬を得て行うこと(即ち、特許事務所のような業務を行うこと)については、現在、弁理士法等の関連法令に特段禁止する条項も見当たらず、利益相反行為に陥らないよう注意さえすれば、問題ないと思われる。特許事務所の少ない地方における選択肢の増加となる。(会社員1件)

(イ) 学者(15件)

(1) 弁理士試験制度(3件)

個別意見

試験科目

- ・ 弁理士試験(論文式試験)にパリ条約を主とする条約科目を復活させるべきである。(学者2件)

その他

- ・ 広く受験者の層を拡大する施策が必要である。これによって、従来受験しない層が受験することを確保する。(学者1件)

(2) 弁理士研修制度(2件)

主な意見

- 登録前の義務研修制度を創設すべき。

個別意見

- ・ 合格後、業務開始前の期間に最低6ヶ月の期間の研修制度をおく必要がある。(学者1件)
- ・ 研修費用は、原則として弁理士負担にするが、施設の貸与などにできる限り国が支援する制度を確立するべき。(学者1件)

(3) 弁理士倫理(1件)

個別意見

- ・ 利益相反規定に関し、弁理士業務のうちの出願手続に関わるもの等の非紛争事件と当事者対立構造をとる紛争事件とを区別した上で、見直す。(学者1件)

(4) 弁理士の業務範囲(7件)

主な意見

- 外国出願関連業務を、弁理士の業務として明記すべき。(同趣旨意見3件)
- 不正競争防止法における弁理士の知見を生かせる不正競争行為への対応。(同趣旨意見2件)

個別意見

- ・ 外国出願関連業務を、弁理士の業務として明記する。(学者3件)
- ・ 特定不正競争に限定されているのは、知的財産争訟の実態に合わない。特に、不正競争防止法2条1項14号の不正競争行為については、弁理士の業務範囲に含めるべきである。(学者1件)
- ・ 特定不正競争という概念を廃し、それに代えて不正競争防止法第2条第1項に規定する不正競争を充てる。(学者1件)

- ・ 関税定率法上の輸入差止申立手続において、権利者側だけでなく相手方の代理もできるようにする。(学者1件)
- ・ 著作権に関する事項についても、裁判所の許可なく補佐人となれるようにする。(学者1件)

(5) 特定侵害訴訟(1件)

個別意見

- ・ 特定侵害訴訟における特定侵害訴訟人の単独出廷を認めるように改正すべきである。(学者1件)

(6) その他(1件)

個別意見

- ・ 日本の弁理士が取り扱った知財情報が外国裁判所の訴訟の場で開示を命じられるような場合、弁理士法39条の規定では開示の拒絶特権は認められないおそれがあり、また、そのように介した外国判例もある。弁護士法23条のような規定の表現に改める必要がある。(学者1件)

(ウ) 弁理士・弁理士有志グループ(38件)

(1) 弁理士試験制度(8件)

主な意見

- 論文式試験の選択科目免除制度を見直すべきである。(同趣旨意見3件)

個別意見

論文式試験の選択科目免除(3件)

- ・ 選択科目の免除対象を再考することを希望する。今の制度では、弁理士の質の向上と無関係なものがあると感じる。(弁理士1件)
- ・ 「理系人材の知財分野への参入を支援する」のであれば、大学院卒ないし院生に限らず、理系大卒まで免除を拡大し、広く理系人材の知財分野への参入を支援してはどうか。(弁理士1件)
- ・ 必須科目で合格点を取っているものの、理系選択科目で不合格となっている者が多数存在するので、この点を配慮してはどうか。(弁理士1件)

試験科目(2件)

- ・ 弁理士試験(論文式試験)にパリ条約を主とする条約科目を復活させるべきである。(弁理士1件)
- ・ 現行試験科目以外に、論理的思考力を試すロースクールの適性試験問題のような科目、または、出願を依頼された発明の内容とその発明に最も近い従来技術の内容を提示し、当該出願

発明の本質部分を抽出させてそれを文章化させるような科目を取り入れるべきと考える。(弁理士1件)

出題レベル(2件)

- ・平成14年度以降の新しい試験制度の下で、毎年、多数の合格者が出ていることは喜ばしいことと思っているが、その反面、今の試験制度で今後合格する弁理士の質が確保されるのかという不安を感じており、平成17年度論文試験の問題をみると特にそのような事を感じた。(弁理士1件)
- ・実務に就ける最低レベルの力をもったものを選別する試験でないと数のみ増やしても意味がないように思う。(弁理士1件)

その他(1件)

- ・現行制度では、試験制度は弁理士制度の要であるから、試験制度については更に議論を充実させるべき。例えば、ドイツでは、筆記試験だけで1週間程度あるし、受験要件も厳しい。現行制度は、単に試験をする特許庁側の負担軽減としか考えられない。弁理士制度の充実を考えれば、国は、もっともっと試験に手間も時間もお金も掛けるべき。(弁理士1件)

(2) 弁理士研修制度(7件)

主な意見

- 登録前の義務研修制度を創設すべき。(同趣旨意見6件)
- 既存弁理士に対する義務研修を制度化すべき。(同趣旨意見1件)

個別意見

- ・登録前研修制度を創設し、知財実務の経験が浅い又は皆無の合格者について、少なくとも特許事務所や企業知財部等においてOJTにスムーズに移行できるレベルまでボトムアップする。(弁理士2件)(弁理士有志1件)
- ・特許事務所や企業知財部での職場研修での知財実務経験を、弁理士試験とリンクして、その両条件を備えて弁理士開業可能となる制度の新設を求める。(弁理士1件)
- ・積極的に、弁理士業務のための研修制度などを充実させるべきと考える。(弁理士1件)
- ・弁理士試験合格者に対する登録前研修について前向きに検討するとしても、数ヶ月の短期研修型と、数年に亘る中期研修型との選択とし、eラーニングといわれるインターネット研修の選択や、実務経験者に対する研修科目毎の免除などを組み合わせることを検討したかどうか。(弁理士1件)
- ・登録前研修制度の導入との整合性を図り、既存弁理士の能力の維持、強化を目的として、既存弁理士に対する義務研修を制度化する。(弁理士1件)

(3) 弁理士倫理(1件)

個別意見

- ・ 利益相反規定に関し、弁理士業務のうちの出願手続に関わるもの等の非紛争事件と当事者対立構造をとる紛争事件とを区別した上で、見直す。(弁理士有志1件)

(4) 弁理士の業務範囲(3件)

個別意見

- ・ 外国出願関連業務を、弁理士の業務として明記する。(弁理士1件)(弁理士有志1件)
- ・ 特定不正競争という概念を廃し、それに代えて不正競争防止法第2条第1項に規定する不正競争を充てる。(弁理士有志1件)

(5) 特定侵害訴訟(6件)

主な意見

- 特定侵害訴訟における特定侵害訴訟人の単独出廷を認めるように改正すべき。(同趣旨意見3件)

個別意見

- ・ 特定侵害訴訟における特定侵害訴訟人の単独出廷を認めるように改正すべきである。(弁理士3件)
- ・ 弁護士に知財訴訟を行うための資格制度を導入すべきである。(弁理士1件)
- ・ まず、弁理士を対象に広く司法試験や弁理士試験のような論文試験の形で民事訴訟等に関する試験をし、合格した者に対して研修を行い、修了した者に資格を与えるのがいいのではないかと考えている。また、将来的には、同訴訟代理に関する試験は、本来の弁理士試験に組み込んでいくのが理想的であり、そのためにも試験→研修という流れに変えておく必要がある。(弁理士1件)
- ・ 例えば、中小企業については、付記弁理士単独で侵害訴訟を進行できる制度を導入し、これによって中小企業の費用負担を軽減することも必要と思われる。(弁理士有志1件)

(6) 特許業務法人(2件)

主な意見

- 無限責任制度を改正すべき。(同趣旨意見2件)

個別意見

- ・ いわゆる一人法人を認めることによって、事業資産と個人資産の分離を図り、合併等による事業継承を容易にすることができる。これによって、業務の継続性を担保しつつ、事務所経営の安定化を促し、ユーザのニーズへの的確な対応を図ることが可能となると考える。また、特許業務法人

については、全社員が無限責任を負う現在の制度を見直し、有限責任制度（ＬＬＰ）を有する米国等との調和を図ることをご検討いただきたい。（弁理士有志１件）

- ・ 無限責任が行為弁理士一人に止まらず、社員全員にも負わされている。この点、弁護士法人と同様指定社員のみでの責任とされることが望まれる。１人だけの業務法人は何ら弁理士１人の個人事務所と変わりがなく、かつ、顧客を欺瞞することになりかねないので、私は１人法人を認めるべきではないと考える。（弁理士１件）

（７）資格（５件）

主な意見

- 弁護士、特許庁審査官への弁理士資格付与について見直すべき。（同趣旨意見４件）

個別意見

- ・ 弁理士法７条２号、３号について疑問を禁じ得ない。弁理士には、弁護士とは違った専門性が必要で、別個独立した職種を確保すべきであり、また元特許庁審査官と言えども試験を全面的に免除すべきではない。（弁理士１件）
- ・ 弁理士が訴訟能力を習得していないのと同様に、一般に弁護士も知財実務能力を習得していない。そのような弁護士が、登録のみをもって弁理士となり、国民に対し知財サービスを行うことは、弁理士に知財能力を期待する国民に対する裏切りであり、悲劇である。弁理士法７条２号の廃止を切に希望する。（弁理士２件）
- ・ 特許庁において審判又は審査の事務に５年間従事した者が、これら全ての法域に渡る十分な知見（経験）を有することとなるか否かについては甚だ疑問である。弁理士法１１条２号の廃止、又は期間の延長を希望する。（弁理士１件）
- ・ 事業を行う上では、ひとつの製品又はサービスに関連して、特許、実用新案、意匠、商標といった複数の産業財産権を取り扱う必要がある。今後も弁理士が企業などの産業財産権を適格に保護するうえで、一括的に対応することが最適であるとする。（弁理士有志１件）

（８）日本弁理士会（１件）

個別意見

- ・ 弁理士会がもっと自律的に個々の弁理士を懲戒できるようにすべきではないか。最悪の一定の場合には会長等の権限による退会処分、また軽い罰でも会費加重等の処分を設けるべきと思われる。（弁理士１件）

(9) その他(5件)

個別意見

量的拡大

- ・ 拡大のペースがあまりに急激ではないか。適切な合格者数というのは存在するはず。特に、現行制度では、実務経験が受験の要件になっていないため、特許実務そのものに対する自らの適性をよく考えることなく、合格してしまう者が多いように見受けられる。(弁理士1件)

その他

- ・ 弁理士法に使命条項を新設する。(弁理士1件)
- ・ 弁理士の資格標榜業務が知的財産権全般に及んだことに対応して、弁理士法1条の「工業所有権」を「知的財産権」に改めることが適切である。(弁理士1件)
- ・ 弁理士が訴訟代理できない現行法の場合においても、訴訟書類を受託作成することにより、知的財産訴訟手続等の迅速化・円滑化・適正化(専門知識の発揮)に寄与できる。(弁理士1件)
- ・ 産業活性化のために人口の少ない地域へ弁理士を派遣する場合には、期間を設けて派遣し、再度もとの職場への復帰を保証する制度を導入し、そのような制度を採用する事務所へ国が補助を行うことが望まれる。(弁理士1件)

(工) 不詳(4件)

(1) 弁理士試験制度(3件)

個別意見

選択科目免除

- ・ 論文式試験の選択科目を廃止しては頂けないか。廃止とまではいかなくても、一律に全員選択科目を受験しなければならない等、有利不利の生じないようにして頂けないか。(不詳2件)

その他

- ・ 専門職大学院等での弁理士養成制度は、弁理士資格取得により当然、特定侵害訴訟業務を行える資格も取得しうるものに設計するべきである。(不詳1件)

(2) その他(1件)

個別意見

- ・ 外国出願人の代理をする弁理士は、わかりやすい明細書を作成してもらいたい。(不詳1件)